

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」

「意見」の措置状況（議会事務局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
118	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 24. 議会総務課 (1) 政務活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールの明確化について 政務活動費については手引で詳細が定められているが、実際に運用するに当たっては政務活動費として認められるかどうか判断が困難な場合が多々ある。今回閲覧した中で、ホームページ、インターネットプロバイダ契約に関する支出に関して下記のような事例があった。 規定内容 ・インターネットプロバイダ契約は、議員1人1契約とし、会派についても1会派1契約とする。 ・ホームページについては、議員1人1サイトとし、会派についても1会派1サイトとする。 検出事項 ・選挙活動については政務活動費として認められないはずであるが、ホームページに選挙活動の記録が掲載されているものがあった（記載内容のほとんどが選挙活動の記録のものもあった）。このような場合には、政務活動費として計上する理由及び計上を認めた理由を明確にしておく必要がある。 ・2013年の選挙時から未更新であるものの年間100千円超のホームページ関連費用を計上している議員が散見された。ホームページが年度内に全く更新されていないでも当年度の政務活動費としての計上が現状は認められている。 議会総務課にその根拠について質問したところ、いつでも情報発信を行える状態にしておくことに対して計上が認められないとはいえないとのことであった。しかし、市民感覚からすると、実際に情報発信をしてこそ政務活動費としての支出が理解されるのであり、年に一度も活動報告を掲載せず更新していないのに公金を負担することは、ただの無駄遣いに感じられるのではなかろうか。 ホームページ関連費用については、一定の有効活用が認められる場合に政務活動費として補助金支出が認められるというようなルールを作成されることが望まれる。 ・インターネット利用料の証拠書類が払込受領証のみで利用明細等が添付提出されていない議員がいた。インターネット利用料は基本料金のみ認められるということであり、金額が定額であれば固定の契約だと推測して、特に利用明細までは求められていないとのことであった。 推測ではなく、契約期間と基本料金額を明示した証拠書類を提出されるような運用に改められたい。政務活動費の用途に関する透明性を確保できるよう、また公金が有効活用されるよう、判定が困難な場合にどのように対応すべきかの事例を整理・共有していく必要がある。 	議会総務課	措置済	<p>選挙関係の記事などの不適切なものについては事務局が発見次第は正を求めました。 指摘を受けた更新頻度の低いものについては積極的な利用を促しました。 支払関係書類については利用明細等必要な書類を添付するよう励行しました。 令和2年9月には「奈良市政務活動費執行の手引」を改正することにより、クレジットカードによる支払を本人名義のカードのみに限定し、政務活動費に関するルールの明確化を図りました。</p>	令和3年4月1日現在
119	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 24. 議会総務課 (1) 政務活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支実績確認の実効性強化について これまでの監査結果の中にも実績確認が不十分であったと思われる点が見受けられたが、収支報告書については提出期限の4月30日までに提出されたものを5月末までに議会事務局が確認する実務となっており、調査期間が実質1ヶ月しかないため、時間的に余裕がなくややもすれば詳細な確認が困難になっているのではないかと考える。 そこで、複数回たとえば年に2回に分けて証拠書類を提出してもらい業務の平準化を図り職務遂行の負担を軽減することにより、確認精度の向上に努めるという運用などを検討されたい。 また、政務活動費に含めることが妥当か否か判断の難しい支出をより少なくするべく、他自治体での事例、判例を参考にされ、手引の見直しを図られたい。 	議会総務課	措置済	<p>収支実績確認の精度向上のため、一つの証拠書類を複数の職員で確認するよう運用しました。 また、令和2年9月には「奈良市政務活動費執行の手引」を改正することにより、クレジットカードによる支払を本人名義のカードのみに限定し、政務活動費に関するルールの明確化を図りました。</p>	令和3年4月1日現在

平成28年度「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」

「意見」の措置状況（議会事務局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
119	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 24. 議会総務課 （１）政務活動費 ・政務活動費の更なる透明性の確保について 条例においては、議員又は会派が「政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負う」とされており、議会及び議長が「使途の透明性の確保に努める」ととされている。そして、議員又は会派が第一義的な説明責任を負うことを理由に、収支報告書に係る領収書等の証拠書類については、原本ではなく写しを議長に提出することとされている。</p> <p>しかし、領収書等の原本を議長に提出するとした方が、議会及び議長が使途の透明性確保に努めるといふ要請に適っており、議員自身による説明の支障となるわけでもないのであるから、原本提出を推進すべく検討願いたい。</p> <p>さらに、他自治体の事案を契機に使途の適正性検証に対する市民目線が厳格さを増しており、これまでよりも容易かつ低コストで検証可能な仕組みづくりを望む声があることに向き合うのであれば、領収書等の証拠書類についてもインターネットによる全部公開が望まれるところである。</p>	議会総務課	措置済	平成31年3月に奈良市議会政務活動費の交付に関する条例を改正し、原本を提出することとしました。なお、平成29年8月以降の領収書等の証拠書類については、インターネットで公開していません。	令和元年9月1日現在
119	<p>Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見 24. 議会総務課 （１）政務活動費 ・政務活動費の交付方法について 市においては、政務活動費の交付を年4回に分け前払いで行っている。 政務活動費を事前に受けると、予算を使い切ろうという意識が生まれ、不正使用を誘発するというリスクもある。この点、完全後払いにすると、実績報告までは自己で立替えねばならず、冗費を抑え有効活用を促す効果が期待できる。実際に、政務活動費の支払いを収支報告の提出を前提とした後払い方式とし、交付金額が減少した自治体がある。</p> <p>限られた予算が最大限有効に活用される工夫の一つとして、政務活動費の交付方法を見直すことについて検討されたい。</p>	議会総務課	措置済	包括外部監査の指摘事項も踏まえ、政務活動費について議会改革推進特別委員会で協議を続け、令和2年8月には同委員会中間報告書を取りまとめるなど、政務活動費の交付方法を見直すことについての検討を行いました。	令和3年4月1日現在